

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地									
郡山ヘアメイクカレッジ		平成23年9月28日		佐藤 知子		〒 963-0108 (住所) 福島県郡山市笹川3-53-1 (電話) 024-937-0008									
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地									
一般社団法人 郡山美容協会		昭和31年10月12日		芝 暢子		〒 963-0108 (住所) 福島県郡山市笹川3-53-1 (電話) 024-937-0008									
分野		認定課程名		認定学科名		専門士		高度専門士							
衛生		衛生専門課程		美容科		平成25年文部科学省 告示第2号		—							
学科の目的		本校は、美容師としての必要な知識及び技能を修得させ、もって美容師国家試験の受験資格を与えるとともに社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。													
認定年月日		平成30年2月27日													
修業年限		昼夜		全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数		講義		演習		実習		実験		実技	
2 年		昼間		2010		630		0		1380		0		0	
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数		兼任教員数		総教員数		時間			
150人		104人		0人		6人		4人		10人					
学期制度		■1学期:4月1日～7月31日 ■2学期:8月1日～12月31日 ■3学期:1月1日～3月31日				成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価の基準: 60点(100点満点)以上合格とする。 評価の方法: 科目ごとに試験を行う。							
長期休み		■夏 季: 8月 1日～ 8月19日 ■冬 季:12月28日～ 1月 9日 ■春 季: 3月15日～ 4月 7日				卒業・進級 条件		卒業要件: 所定の課程を修了し、その成績評価に基づき、卒業判定会議 を行い判定する。 進級要件: 所定の課程を修了し、その成績評価に基づき、進級判定会議 を行い判定する。							
学修支援等		■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 本人、保護者との適宜面談対応及び3者面談などを通してサ ポートする。				課外活動		■課外活動の種類 (例)学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 各種美容、関連コンテスト参加、ボランティア活動 ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業者にに関する令和4年5月1日時点の情報)							
就職等の 状況※2		■主な就職先、業界等(令和4年度卒業生) 美容業界、美容関連業界(エステティック、まつ毛エクステ ンション業界) ■就職指導内容 企業ガイダンスの実施や外部講師によるレクチャー等を通じ、 就職に対する意識を向上させ、面接指導など就職に関する一 連の流れを個人個人便宜に対応している。 ■卒業者数 68 人 ■就職希望者数 68 人 ■就職者数 65 人 ■就職率 95.58823529 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 95.58823529 % ■その他 (令和 4 年度卒業者にに関する令和4年5月1日時点の情報)				主な学修成果 (資格・検定等) ※3		資格・検定名 種別 受験者数 合格者数 美容師国家資格 ② 66人 61人 JNAジェルネイル技 能検定(初級) ③ 6人 4人 フェイシャルエステ ティシャン ③ 70人 68人 山野流着付師(初 中伝) ③ 30人 30人 メイクアップ2級検定 ③ 8人 7人 ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当する か記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等							
中途退学 の現状		■中途退学者 5 名 令和4年4月1日時点において、在学者127名(令和4年4月1日入学者を含む) 令和5年3月31日時点において、在学者122名(令和5年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 等 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による個人面談を通して問題の早期発見と解決を図る。また保護者や学校関係者の協力を得て就学の意欲向上を図っている。				■中退率 4 %									
経済的支援 制度		■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 ・特待生制度による入学金及び授業料等の減免 ・実務実習先決定入学者に対し、入学支援金の支給 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 1名													
第三者による 学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 0 受審年月: 0 評価結果を掲載した ホームページURL 0													

当該学科の ホームページ URL	URL: http://www.khc.ac.jp
------------------------	--

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
企業・業界団体等との連携により美容業界の求める最新のニーズを把握すると同時にカリキュラムや授業の構成に反映させることにより実践的な職業教育の運営を図る。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程委員会は、上記の方針、目的を達成するため、次の事項を所掌し意見提案を行う。(1)カリキュラム編成に関する事項、(2)授業科目の内容、方法、改善に関する事項、(3)教科書、教材教具に関する事項、(4)その他教育課程編成に必要な実践的専門職業に関する事項

委員会は、郡山ヘアメイクカレッジ学校教育課程編成委員会実施規程第5条に規定される学校及び企業等の外部関係者から構成され、委員会実施規定第7条において、「教職員は、教育課程編成の意見等を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。」とし委員会審議で示された各委員の意見や情報等を十分活用し、実践的かつ専門的な職業教育を行うために教育課程の編成に関与するものと位置付けている。

<教育課程編成の意思決定過程>

1. 教育課程編成の基本方針の策定

委員会において、企業等外部委員より美容に関する専門業界動向や、ニーズ、人材スキル等の社会動向を把握し、協議の上次年度における教育課程編成の基本方針を決定する。また、前年度の問題点や課題点について外部委員からの意見を伺い改善や課題解決につなげる。

2. 教育課程編成における授業科目内容原案等の策定

教育課程編成委員会の学校関係者教員を中心として、教育課程編成委員会における意見等を担当教員と協議し反映させる。

3. 教育課程編成の決定

上記原案に基づき学校長が次年度教育課程を決定する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
斎藤 宏幸	郡山倫理法人会	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
吉田 淳二	(株)good field	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
土屋 郁子	郡山美容協会立 郡山ヘアメイクカレッジ	—	—
佐藤 知子	郡山美容協会立 郡山ヘアメイクカレッジ	—	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年8月8日 11:30～12:30

第2回 令和5年3月27日 11:30～12:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・独立やフリーランスや会社幹部などいろいろな選択肢がある中で、現在は専門性を持つ美容師も多く、特化した強みが必要ななどの情報も学生に伝えることも必要ではないかとの意見→国家試験科目である運営管理で個人経営、フランチャイズ等の内容や税金に関する部分も授業で説明されている。また年金等の講話もプラスしており今後も継続して取り組んでいくこととした。

・業務委託サロンが増えているが技術自体が特化しすぎてしまって人間性ができあがっていない状態でスタイリストになっている現状の説明があり、求める人材として美容師免許は大事だが、素直さやコミュニケーション能力が大事ではないかとの意見→校内で実施している就職ガイダンス時に企業が求める人材についてもアンケートに組み込むこととした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

美容界をリードする人材育成方針のもと、「美」のトータルコーディネイトを主眼として豊かな感性を磨くため、現在第一線で活躍している人材から直接学ぶ。また最新のニーズを把握することにより想像力、観察力と実践力を養い即戦力として対応力を身に付ける。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

「美容総合技術」の科目において、一般財団法人国際美容協会山野流着装教室と協定を締結し、山野流着装教室から派遣される講師によって、実習、演習及び講義形式にて、着物着付けの知識、技術及び礼節、所作などの「和」の心を学ぶ。和装に関する専門知識、着装技術、着装援助技術、コミュニケーション接客技術など着装技術者としての技能を習得する。授業開始にあたり担当教員と企業の講師が事前の打ち合わせを行い、実習内容、学生の学修成果の達成度評価指標等について定め、講師は、企業ノウハウ等を活用した実習指導を行う。実習期間中は、スムーズな授業進行できるよう担当教員と企業講師が連携して進行する。授業終了時は、企業等の講師による学生の学修成果の評価を踏まえ担当教員が成績評価を行う。教材、テキストなどは、山野着装教室が準備し、実習授業では、本校の施設設備などを活用する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
美容総合技術	美容実習で学んだ美容に関するヘアメイク等の基礎的な総合技術を発展応用させ、着付け、ネイルなどトータル的に美容技能を習得します。着付けは、日本の伝統である着物着付けの知識と技術を学ぶと同時に、礼節や、所作などの「和」の心を学ぶ。さらに、着装技術者として美容業界での業務の幅を広げ、高度な接客スキルを修得し、将来の業界での活躍を目指します。	一般財団法人国際美容協会 山野流着装教室東北ブロック支部

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

美容における実践的かつ専門的な職業教育を推進するため、最新の実務知識や技能の習得に努め教育内容に反映させる。また、教育技術や指導力の向上に努め、教育実務スキルの向上に努める。学校は、専攻分野の実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等の計画を策定し、その計画に基づく研修を実施することとし、教職員に研修を受ける機会を与えることとする。また、教職員の自己啓発に向けた意欲を高めるよう努めるものとする。必要に応じ、他の機関と共同して又は外部の機関に委託して研修を行うことができるものとする。このことは、本校教職員研修規定に定められている。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	「新エステ機器“ダーマS”導入による使用法研修会」	連携企業等：株式会社 滝川
期間：	令和4年4月6日	対象：担当教員
内容	エステ分野の新たな取り組みとして“キャビテーション”という超音波やラジオ波を使用し、脂肪を体外へ促し健康的な体をつくり出すトリートメント機器を導入。その機器の使用法、知識を学ぶ講習。受講により多くの女性が興味を持つ分野に対し、安心・安全に機器の操作を行い、さらにプロとしてお客様に提供できる知識を得ることができる。また、現在エステサロンの多くで取り入れられていることも、学生には身近な技術となり吸収・理解が深まりやすいと考えられ、より学ぶ意識の向上を図ることができる。	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	新春期・青年期のメンタルヘルス	連携企業等：スクールカウンセラー 芝 文彦 講師
期間：	令和4年4月4・5日	対象：全教員
内容	思春期・青年期の心身状態、またそれらの時期に多く見られる精神疾患、ストレスが及ぼす心身への影響を知る事で学生への対応法を学ぶ講習。受講により、対象の学生を含め声のかけ方、ものの伝え方など（口頭だけではなく視覚情報の提供など）接し方に関する知識が増え、学生とのやりとりがスムーズになる。同時に学生自体の理解度も高まり自己肯定感が強くなる。	

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	アップスタイル制作におけるポイントを学ぶ技術向上研修	連携企業等:	のん美容室 秋山 幸子 講師
期間:	令和5年6月14日・7月11日	対象:	担当教員
内容	美容技術大会等におけるアップスタイルの評価ポイントや技術指導法を習得する研修。受講により様々な技術テクニックを吸収し、美容実習などの授業での活用し、また学生の美容技術水準が外部より評価されることで教育水準の向上だけでなくより学ぶ意識の向上を図ることができる。		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	Z世代とは	連携企業等:	
期間:	令和5年9月24・25日	対象:	全教員
内容	Z世代と呼ばれている若者層の価値観や様々な事に対する考え方など特徴を理解する研修。受講により、少子化による学生募集の対策を講じたり、また現在の学生も含め入学後の学校生活における指導方法(伝え方)を改めて検討していくことで学生とより良いコミュニケーションを図ることができる。同時に教育水準の向上に繋がる。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

社会のニーズや教育環境の変化に対応するため、学校評価を通して教育課題の洗い出しや、対応策を講じて教育活動や学校運営の継続的な改善を推進する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

(3)教育活動<意見>技術面において、基礎ができていないのにやりたいことばかりを要求する人が多くなっているとの意見<活用状況>学校では基礎を重視し美容全般の授業を行っている、さらに深めたい技術に関しては選択コースを設けている。また指導者側も計画的な研修に参加し資格を取得して授業を展開しているがこれからも基礎の上に活用が成り立っていることを伝えられるような指導、また学生の自主性も引き出せるような授業を目標にしていきたいこととした。(5)学生支援<意見>コロナの影響もあるのか精神的に弱くなっている傾向が感じられる。美容業界だけではなく他業種との交流も大事ではないか、学生のうちからカウンセリングをしていくといいのではないかと意見<活用状況>メンタルが強くなれるよう、自信をもって前進できるよう体験入学に学生を動員し高校生や保護者との対話などでコミュニケーション能力を高め“できる”ことが実感できるように今後も動員を継続していくことにした。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
菅野 功一	株式会社菅野二郎商店	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
鈴木 扶美	美容室 スタジオシェルパ	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.khc.ac.jp>
公表時期: 令和4年7月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
学校の教育活動及び学校運営について組織的かつ継続的に改善を図るため、学校評価の実施と結果の公表により説明責任を果たすとともに企業、保護者などの理解を得、その連携協力により、教育水準の向上を目指す。

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	(2)学科、コースなどの教育
(3)教職員	(3)講師紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)校内実習、学外実習サロンワーク
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)コンテスト等教育活動・施設設備紹介等教育環境
(6)学生の生活支援	(6)学生サポートシステム
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	(8)学校の財務(貸借対照表・収支計算書)
(9)学校評価	(9)学校評価(自己評価・学校関係者評価報告書)
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法
(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: URL:http://www.khc.ac.jp
公表時期: 令和4年7月31日

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			教養	美容師として働くために必要な知識を学び ます(手話・デッサン・写真・フラワーアレ ンジメント等)	1 年 次	30	1	○	△	△	○		○	○	
2	○			社会福祉	高齢の方々や障害をもつ人の生活上の困難 を理解し、美容という仕事を通じ「誰もが 自分らしき生きること」に貢献できるよう 様々な知識を実践を通して学びます	1 年 次	30	1	○	△		○			○	
3	○			関係法規・制 度	社会における法の役割、衛生法規、衛生行 政、美容師法など、美容業を行う際に関係 ある法律を学びます	2 年 次	30	1	○			○			○	
4	○			衛生管理	公衆衛生、環境衛生について学び、感 染症、消毒の目的、方法を知り、サロンに おいての衛生面に必要な知識を学んでいま す	1・ 2 年 次	90	3	○			○		○		
5	○			保健	人体のつくりや皮膚の構造を学び、健やか に保つ為の方法、疾患も美容と関連させて 学びます	1・ 2 年 次	90	3	○			○		○	○	
6	○			香粧品化学	美容の業務はもとより、日頃の生活経験と 結び付けながら、香粧品についての様々な 必要な知識を学びます	1・ 2 年 次	60	2	○		△	○			○	
7	○			文化論	日本の美容の歴史及び日本と西洋の髪型・ 服装・メイクなどトータルの歴史及び礼装 について学びます	1・ 2 年 次	60	2	○			○		○		
8	○			美容技術理論	・美容の器具の名称、取扱い方　・技術Ⅰ の注意点その他目的や種類特徴・デザイン 及び色の基本などについて ・美容全般(エステ・ネイル・日本髪、まつ毛エク ステンション等)理論技術を学びます	1・ 2 年 次	150	5	○			○		○		
9	○			運営管理	美容師としてスタートするのに必要な知 識、働いていく上での知識、自分で店を持 つ為の知識まで、接客・経営・管理に分け て学んでいきます	2 年 次	30	1	○			○			○	
10	○			美容実習	髪の毛の扱い方、まつ毛エクステンション 等も含め道具の使用法、基礎的技術を学 び、主に国家試験課題へ向け土台づくりを していきます	1・ 2 年 次	900	30	△	△	○	○		○		
11	○			美容総合技術	美容実習で学んだことをさらに応用し、 様々な編み方、特殊な巻き方を学び、着付 け・ネイルも学びます	1・ 2 年 次	360	12	△	△	○	○		○	○	○

12	○			エステティック技術	フェイシャルトリートメント技術の習得(クレンジング・ディープクレンジング・マッサージ・パック・仕上げ)と必要な知識(人体・皮膚の構造・衛生・カウンセリング等)	1 年次	60	2	△	△	○	○		○			
13	○			メイクアップ	メイクの用具、使用法から学び、ひと通りフルメイクアップができるように取り組み、検定取得も目指します 基礎的な知識を学びます	1 年次	60	2	△	△	○	○		○			
14	○			接客・接客マナー	接客に必要な心構えを理解し、言葉遣い(敬語)や、ご案内・誘導・電話の対応などをロールプレイングを交えながら学習します	1・2 年次	60	2	○	△		○		○			
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
合計						14 科目	67 単位 (単位時間)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件:	所定の授業科目の履修を修了した者に、年度末に進級・卒業判定会議を実施し、学生の成績評価、単位取得状況に基づき判定する。	1 学年の学期区分	3 期
履修方法:	30時間の授業をもって1単位とする。 コース科目については 30時間の授業をもって1単位とする。 各科目授業内テストの100点満点で60点以上を合格とし、出席状況が80%以上の出席が認められることをその科目の履修とみなす。	1 学期の授業期間	16 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。